

若宮町内会慶弔基準

令和 5 年 4 月 1 日

若宮町内会

- 1、 町内会役員の退職時に記念品を贈呈する。
- 2、 町内外の表彰及び表彰推薦について
 - ①社会的に顕著な功績があった会員又永年町内活動に従事し多大なる貢献があった会員についての各関係機関への表彰の推薦は、その都度役員会に諮り決定する。
 - ② 町内会の活動に多大なる貢献をした町民の表彰制度について
 - (イ) 初めて受賞される方
感謝状と記念品を贈呈する。
 - (ロ) 5 年以上貢献してくれて二回目の受賞される方
表彰状と記念品を贈呈する。
 - (ハ) 上記表彰者は表彰理由を明確にした上で、役員会に諮り決定する。
- 3、 敬老祝い金「米寿(88 歳)」を迎えた会員に一人 一万円、同じく「傘寿(80 歳)」を迎えた会員に対し一人五千円を贈呈する。
- 4、 子供が誕生した時は、お祝い金を差上げる(金 5,000 円)
- 5、 小学校に入学したときは、入学祝い金として金5, 000円を差し上げる。
- 6、 町内会、内外の行事等 催しに対する祝儀は会長交際費の中で対応する。
- 7、 町内会役員の死亡時、花輪(生花)と供花弔辞を捧げる。
- 8、 町内会役員経験者(会長・副会長・会計)が死亡時、花輪(生花)供花、前会長にたいしては弔辞を捧げる。
- 9、 会員及びその家族の死亡時香典を捧げる。(金 5,000 円)

参考 第1項の退職時、記念品代の算出は、1期(2年)5,000 円 とする。

1年を超えた場合は1期とみなす。 平成 26 年 4 月改正即日施行

第 2 項 ②を追加改正 平成 26 年 12 月改正即日施行

第 3 項 敬老祝い金 米寿を迎えた会員 5 千円を一万円に変更

平成 26 年 8 月改正即日施行

第 4 項 子供が誕生した時、お祝い金を差し上げる 平成 30 年 3 月改正即日施行

第 5 項 子供が小学校に入学したときは、入学祝金として 5,000 を差し上げる

令和5年3月改正即日施行

その他申し合わせ事項

- 1、 会員が火災等により罹災した時は、その都度役員会において対応を決める。
- 2、 会員が町外の会議、研修などに参加した時、日当として 2,000 円を支給する。

平成 16 年度より実施する。

- 3、 理事が会議に参加した時、日当として 2,000 円を支給する。

平成 26 年 5 月改正 (1,000 円から 2,000 円に) 即日実施